

日本鉱物科学会会則

総 則

第1条 本会は日本鉱物科学会（Japan Association of Mineralogical Sciences）と称する。

第2条 本会は鉱物科学およびこれに関連する諸分野の学問の進歩と普及をはかることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 和文誌（岩石鉱物科学）、英文誌（Journal of Mineralogical and Petrological Sciences）、その他の**冊子版、電子版による**発行。
2. 総会、講演会、研究部会、その他学術に関する集会および行事の開催。
3. 研究の奨励および業績の表彰。
4. その他本会の目的達成のため必要と認められる事項。

第4条 本会の事務局は細則に定める場所に置く。

会 員

第5条 本会は次にあげる会員で組織される。

1. 正会員：第2条の目的に賛同する個人。学籍を有する正会員を学生正会員、その他の正会員を一般正会員とする。
2. 賛助会員：第2条の目的を賛助する団体または個人。
3. 名誉会員：鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において特に業績顕著な者、または本会に対し特に功労のあった者の中から評議員会が推薦し、総会の議決によって定めた者。名誉会員は正会員と同等の権利を有する。
4. 永年会員：本会およびその前身である日本鉱物学会・日本岩石鉱物鉱床学会に20年以上正会員として在籍した80歳以上の正会員。
5. **シニア会員：本会に在籍する正会員で満65歳以上の会員。シニア会員は正会員と同等の権利を有する。**

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を本会へ提出するものとする。入会の承認は評議員会で行う。

第7条 退会を希望する者は、会費を完納の上、退会届を本会へ提出するものとする。退会の報告を評議員会で行う。

第8条 **すべての会員は次の権利を持つ。**

1. 会誌（**電子版および冊子版**）の配布を受ける**ことができる。**
2. 本会の開催する事業に関する情報を受ける。
3. 本会の開催する年会、講演会、研究部会、見学会等の事業に参加する。
4. 会誌に寄稿し、年会、講演会、研究会等において研究発表を行う。
5. 評議員会に本会の事業、運営について意見を述べる**ことができる。**

第9条 正会員、名誉会員、永年会員、**シニア会員**は、第8条の他に次の権利を持つ。

1. 総会における議決権の行使。
2. **会長・副会長**および評議員選挙における選挙権および被選挙権の行使。

第10条 会員が本会の名誉をそこなうような行為を行った場合には、評議員会の決定により除名することができる。

会 費

第 11 条 会員は下記の会費を前納しなければならない。

1. 電子版および冊子版を購読する会員：一般正会員：年 10,000 円, 学生正会員：年 5,000 円, シニア会員：年 8,000 円, 名誉会員・永年会員：年 1,000 円。
2. 電子版のみを購読する会員：一般正会員：年 9,000 円, 学生正会員：年 4,000 円, シニア会員：年 7,000 円, 名誉会員・永年会員：無料。
3. 賛助会員：年 1 口 20,000 円
4. 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

第 12 条 正当な理由なく 1 年以上会費を滞納した会員は、評議員会議決により除名することがある。

役 員

第 13 条 本会は役員として会長 1 名, 副会長 1 名, 評議員 30 名, 会計監査委員 2 名, および幹事若干名を置く。

第 14 条 会長は本会を代表し、幹事の補佐により一切の会務を総括する。

1. 会長は、正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員の中からそれらの会員によって選出される。
2. 会長の任期は、定例総会終了直後から 2 年後の定例総会終了時までとする。重任を妨げない。

第 15 条 副会長は、広い立場から会長を補佐し、会長に事故あるとき、あるいは欠けたときは、その職務を代行する。

1. 副会長は、正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員の中からそれらの会員によって選出される。重任を妨げない。
2. 副会長の任期は、定例総会終了直後から 2 年後の定例総会終了時までとする。
3. 副会長が会長を代行するときには、会長代行はあらたな副会長代行を正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員の中から推薦し、評議員会の議を経て決定する。会長代行および副会長代行の任期は前任者の残りの期間とする。

第 16 条 評議員は、会長・副会長とともに評議員会を組織し、会務の重要事項を審議決定する。

1. 評議員は、正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員の中からそれらの会員によって選出される。評議員は毎年その 3 分の 1(10 名)ずつ改選される。任期満了後 1 年を経なければ評議員に再選されない。
2. 評議員の任期は、定例総会終了直後から 3 年後の定例総会終了時までとする。
3. 評議員に欠員を生じたときは、別に定める本会の選挙内規にしたがって措置する。

第 17 条 幹事は評議員会の議案に基づいて本会の庶務、会員、会計、行事、和文誌編集、英文誌編集、渉外、広報およびその他の業務を分担執行する。幹事は評議員会に出席して、担当事項について報告する義務を負う。

1. 幹事は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。但し、幹事の少なくとも半数は評議員であることを要する。
2. 幹事の任期は、定例総会終了直後から 2 年後の定例総会終了時までとする。重任を妨げない。
3. 会長は、特別の事情がある場合には、評議員会の議を経て幹事を解任することができる。
4. 幹事の補充は評議員会の議を経て行う。

第 18 条 会計監査委員は、本会の会計を監査する。

1. 会計監査委員は、評議員会の議を経て会長が委嘱する
2. 会計監査委員の任期は、定例総会終了直後から 2 年後の定例総会終了時までとする。重任を妨げない。
3. 会長は、特別の事情がある場合には、評議員会の議を経て会計監査委員を解任することができる。
4. 会計監査委員の補充は評議員会の議を経て行う。

運 営

第 19 条 本会は次の機関で運営される。

1. 総会：正会員，名誉会員，永年会員，シニア会員で組織する本会運営に関する最高議決機関である。総会は，正会員，名誉会員，永年会員，シニア会員の 10 分の 1 以上の参加がなければ議決することができない。
2. 評議員会：会長・副会長と評議員で組織し，総会の定めた基本方針にしたがって運営事項を審議し議決する。評議員会は，評議員の過半数の出席がなければ議決することができない。評議員会には，評議員以外の幹事および各種委員会委員長，研究部会委員長も出席できるが，議決権を有しない。
3. 幹事会：会長、副会長および会長が委嘱した幹事で組織し，総会および評議員会の議決にもとづき，本会の業務を執行し，事業の計画および調整を行う。
4. 各種委員会：評議員会の議を経て会長から委嘱された委員で組織し，本会の業務を分担補佐する。
5. 研究部会：関連分野の諸問題に迅速に対応するために，評議員会の議を経て研究部会を期限付きで設けることができる。各研究部会委員会では，研究会を開催するとともに，各研究分野からのより細かい意見の集約，研究者間の連絡の強化，学会内外への情報発信，年会でのシンポジウムの企画などを行う

第 20 条 本会の会長・副会長および評議員選挙，機関運営，会誌編集および表彰などに関する細則は評議員会で別に定める。

改 正

第 21 条 本会会則の改正は総会の議決によって行う。

付 則

1. 統合に伴う役員の移行については，別途定める日本鉱物科学会への役員移行措置のための規定に従うものとする。
2. 平成 19 年 9 月 22 日施行。
3. 平成 20 年 9 月 21 日改正。
4. 平成 22 年 9 月 10 日改正。

日 本 鉱 物 科 学 会 運 営 細 則

総 会

第 1 条 総会は定例総会と臨時総会の 2 種とする。

- 第 2 条
1. 定例総会は毎年 1 回会長が召集し，前年度の会計監査の報告，事業報告および決算の承認，新年度の事業計画および予算の審議，会長・副会長および評議員選挙結果の報告，表彰，その他評議員会で必要と認めた事項の審議を行う。
 2. 臨時総会は，(1) 評議員会が必要と認めたとき，または (2) 正会員，名誉会員，永年会員，シニア会員の 2 0 分の 1 以上の署名で具体的な審議案を添えて開催要求があったとき，会長が召集する。

第 3 条 総会の議案は評議員会が決定する。但し，評議員会は正会員，名誉会員，永年会員，シニア会員の 3 分の 1 以上の署名による審議案が提出された場合には，これを議案に加えなければならない。

第 4 条 会長は，総会開催の日時・場所・議案を，開催の少なくとも 1 か月前までに正会員，名誉会員，永年会員，シニア会員に通知しなければならない。なお，総会直前の評議員会で議決された事項

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

を議案として提出することができる。

第5条 総会は**正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員**の10分の1以上の出席をもって成立する。但し, 所定の文書により他の**正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員**に総会における議決権を委任することができる。

第6条 総会の議長は, 出席した**正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員**の中からその都度選出する。

第7条 総会における議決は出席者の過半数をもって決定し, 可否同数のときは議長がこれを決める。

第8条 総会の議事の要項および議決した事項は庶務幹事が記録し, 会員に通知する。

評 議 員 会

第9条 評議員会は定例評議員会と臨時評議員会の2種とする。

第10条 1. 定例評議員会は毎年3回会長が召集する。
2. 臨時評議員会は, (1) 会長が必要と認めたとき, (2) 幹事会または各種委員会から要請があったとき, (3) 評議員の5名以上の連名で要求があったとき, 会長が召集する。

第11条 会長は評議員会開催の日時・場所を予め評議員に通知しなければならない。臨時評議員会では緊急の場合に限り, 電子メールでの開催を行うことができる。

第12条 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立する。但し, 所定の文書により, 他の評議員に議決権を委任することができる。臨時評議員会の電子メール開催の場合には, 評議員の2/3以上の開催賛成によって成立する。

第13条 評議員会の議長は会長が務める。

第14条 評議員会における議決は, 評議員出席者の過半数をもって決定し, 可否同数のときは議長がこれを決める。

第15条 会長からの要請があれば, 評議員以外の会員が評議員会に出席し, 特定事項について報告したり, 意見を述べたりすることができる。

幹 事 会

第16条 幹事会は会長、副会長および庶務、会員、会計、行事、和文誌編集、英文紙編集、渉外、広報の各幹事で構成する。但し, 必要に応じて特務幹事を設け, これに加えることができる。

第17条 幹事会は会長が随時召集し, 会長が進行役を務める。

第18条 幹事会は, 各幹事による業務報告, 事業計画の作成, 評議員会議題の作成, その他本会の業務執行に関する事項の審議・施行を行い, 会長の会務執行を補佐する。

第19条 各幹事は次に掲げる業務を分担する。

庶務

- (イ) 総会, 評議員会および幹事会に関する事項
- (ロ) 記録の作成・整理および保管
- (ハ) 文書の発受および保管

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

- (ニ) 出版物の配布
- (ホ) 事務局の管理
- (ヘ) 表彰に関する事項
- (ト) 国内外からの寄贈・交換図書¹の整理と保管
- (チ) その他庶務に関する事項

会員

- (イ) 会員の入会, 退会および除名に関する事項
- (ロ) 会員名簿の作成
- (ハ) その他会員に関する事項

会計

- (イ) 会費および会誌購読料の請求および収納
- (ロ) 補助金申請事務および寄付の受付
- (ハ) 現金の出納および保管
- (ニ) 会計帳簿および証書類の整理と保管
- (ホ) 予算および決算に関する事項
- (ヘ) 物品の購入・保管および売却
- (ト) その他会計に関する事項

行事

- (イ) 総会, 年会, 研究発表会, 野外巡検, 採集会および見学会の企画と開催の実務
- (ロ) 特別講演会および講習会の企画などの, 鉱物科学およびその関連分野の研究に関する企画立案および業務の遂行
- (ハ) 鉱物科学およびその関連分野の普及・教育に関する企画立案および業務の遂行
- (ニ) 研究部会に関する事項
- (ホ) その他行事に関する事項

和文誌編集

- (イ) 岩石鉱物科学編集に関する企画立案
- (ロ) 岩石鉱物科学用原稿の依頼, 受付, 査読, 整理および保管
- (ハ) 岩石鉱物科学の編集および発行
- (ニ) その他和文発行物の編集に関する事項

英文誌編集

- (イ) JMPS(Journal of Mineralogical and Petrological Sciences)編集に関する企画立案
- (ロ) JMPS 用原稿の依頼, 受付, 査読, 整理および保管
- (ハ) JMPS の編集および発行
- (ニ) その他英文発行物の編集に関する事項

渉外

- (イ) 国内外における他学会, 行政, など外部との折衝
- (ロ) 国際的な会議・シンポジウム・講演会等の行事など, 国際交流に関する企画立案および業務の遂行
- (ハ) 諸外国との通信・連絡・文献交換等に関する事項
- (ニ) その他国際交流に関する事項

広報

- (イ) 学会ホームページの編集・管理などの学会活動に関するアウトリーチ業務
- (ロ) 電子メール配信による会員への情報発信に関する業務
- (ハ) 報道機関への対応
- (ニ) その他広報に関する事項

特務

- (イ) 上記各幹事の分担範囲外で, しかも評議員会が必要と認めた特定の事項に関する企画立案および執行
- (ロ) その他

事務局

第 20 条 本会に事務局を置く

1. 本会は事務局を仙台市に置く。
2. 事務局は評議員会の承認した事務員若干名によって構成される。事務員は幹事会の指示に従い、本会の業務に従事する。

各 種 委 員 会

第 21 条 1. 本会に次の委員会を置く。

- (1)選挙管理委員会
- (2)会長・副会長候補者推薦委員会
- (3)行事委員会
- (4)岩石鉱物科学編集委員会
- (5)JMPS 編集委員会
- (6)渉外委員会
- (7)広報委員会
- (8)将来企画検討委員会
- (9)名誉会員推薦委員会
- (10)会則・内規検討委員会
- (11)教育普及委員会
- (12)新鉱物・命名・分類委員会
- (13)博物館委員会
- (14)日本鉱物科学会賞選考委員会
- (15)渡邊萬次郎賞選考委員会
- (16)日本鉱物科学会論文賞選考委員会
- (17)日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会
- (18)日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会
- (19)櫻井賞選考委員会

2. 上記第 1 項に定める各委員会の運営に関する内規等は別に定める。

第 22 条 会長は必要に応じ評議員会の議を経て, その他の委員会を置くことができる。

研究部会

第 23 条 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員 5 名以上の連名による申し入れがあったときには, 評議員会の議決により研究部会を設けることができる。

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

第 24 条 研究部会の申し入れは, 次の内容を含む研究部会設立趣意書として評議員会に提出しなければならない.

- (1) 研究題目
- (2) 研究部会を必要とする理由
- (3) 研究部会設置期間
- (4) 代表者氏名, 連絡先および予定される委員名

第 25 条 研究部会の設置期間は最長 3 年とする. ただし, 再申請を妨げない.

第 26 条 研究部会は代表者(研究部会長)と研究部に所属する会員とからなり, 自主的に運営される. 研究部会は, 評議員会および幹事会と協議・調整をはかりつつ運営されねばならない.

第 27 条 研究部会は毎年代表者氏名・連絡先・活動内容・所属する研究部会員の氏名等必要事項を評議員会に報告する.

第 28 条 研究部会に入会を希望する会員は, 研究部会代表者もしくは本学会事務局に申し入れる. 研究部会は希望者の入会を承認するか審議し, 結果を本人に通知する. 会員は複数の研究部会に参加を申し入れることができる.

第 29 条 つぎの時には, 研究部会を解散することができる.

- (1) 研究部会設置期間が満了となったとき
- (2) 研究部会自ら解散を希望したとき
- (3) 評議員会が当該研究部会の廃止を適当と認めたとき

年会および各種行事

第 30 条 本会は毎年 1 回年会を開き, 研究発表会と野外巡検または見学会を行う. 前項のほか随時必要に応じて講演会, 討論会, 講習会等を行う.

第 31 条 年会開催地は少なくとも 1 年前に評議員会で決定する. 行事幹事と年会開催地在住の**正会員**, **名誉会員**, **永年会員**, **シニア会員** 若干名からなる年会運営委員会を設け, そこで年会に関する日程等を作成する. 評議員会で決定後, 年会運営委員会は開催日の少なくとも 4 ヶ月前にすべての会員に日程等を予告する.

第 32 条 年会において研究発表や採集会または見学会に参加を希望する会員は, 第 31 条の予告にしたがって年会運営委員会に申し込む.

第 33 条 年会以外の講演会, 討論会, 講習会等は行事幹事が企画立案し, 評議員会の承認を経て行われる. また, 他学会と共催する講演会等は評議員会の承認を必要とする.

会誌その他の**発行物**

第 34 条 本会は会誌として和文誌(岩石鉱物科学)と英文誌(Journal of Mineralogical and Petrological Sciences)をそれぞれ毎年 6 回**発行**する.

1. 岩石鉱物科学は学術論文のほか, 総説, 解説, 学会記事, ニュースなど, 和文誌編集委員会が適当と認めた事項を掲載する.
2. Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS)は学術論文のほか, JMPS 編集委員会が適当と認めた事項を掲載する.

第 35 条 会員名簿を**発行**する.

第 36 条 その他の出版物の**発行**は幹事会で企画立案し, 評議員会の承認を経て行う.

第 37 条 会員は会誌（電子版および冊子版）の配布を受けることができる。

第 38 条 その他の出版物を必要に応じて会員に配布することがある。

表彰等

第 39 条 本会に日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会研究奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、および櫻井奨励賞を設ける。また必要に応じて、年会における優秀な研究発表に対して表彰を行う。

1. 本会は、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員に対し、日本鉱物科学会賞を贈呈する。
2. 本会は、渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学およびその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者に、渡邊萬次郎賞を贈呈する。
3. 本会は、会誌に発表された本会会員による優れた研究論文を選び、その著者に対し、日本鉱物科学会論文賞を贈呈する。
4. 本会は、研究の奨励を目的として、顕著な研究業績をあげた関連分野における若手の会員に対し、日本鉱物科学会奨励賞を贈呈する。
5. 本会は、鉱物科学の応用研究分野で顕著な業績をあげた者に対し、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞を贈呈する。
6. 本会は、櫻井記念基金を基とし、新鉱物の発見に貢献し記載鉱物学の分野で顕著な業績をあげた会員に対し、櫻井賞を、記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員に対し、櫻井奨励賞を贈呈する。

第 40 条 日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、および櫻井奨励賞の受賞者の選考は、別に定める各賞の規程にしたがって行い、評議員会において決定する。

会費および会計

第 41 条 本会の会計年度は毎年 9 月 1 日から翌年の 8 月 31 日までとする。

第 42 条 本会会員は、会則第 11 条に定める次年度会費を 8 月 31 日までに前納しなければならない。

第 43 条 学生正会員を希望する者は、毎年、次年度会費納入前に、学籍を有することを文書で申請しなければならない。

第 44 条 入会者は入会申込時に所定の会費を納入済でなければならない。
会費納入がない場合は、入会を取り消されることがある。

第 45 条 本会が補助金または寄付を受けたときは、評議員会へ報告しなければならない。

第 46 条 会員は、理由の如何を問わず、既納の会費および本会の資産の返還または配分を要求することはできない。

第 47 条 本会の予算は、年度毎に幹事会で立案し、評議員会の審議・承認を経た後、総会の議決によって成立する。

第 48 条 会員は、幹事会に申し出ることにより、本会の会計帳簿を随時閲覧することができる。

第 49 条 本会には「学会誌刊行基金」、「学会賞・奨励賞・論文賞基金」、「渡邊萬次郎賞基金」、「国際学会・年会基金」、「学会活動支援基金」からなる特別会計を計上する。特別会計の予算は年度毎に幹事会で立案し、評議員会の審議・承認を経た後、総会の議決によって成立する。会計監査を実施する。

科学研究費補助金の経理管理と執行

第 50 条 独立行政法人日本学術振興会が交付を行う科学研究費補助金(研究成果公開促進費・学術定期刊行物) (以下, 「補助金」) については, 以下の関係法令, 規則, 通知に従い, 適正な管理・執行に努める。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 及び同法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)
2. 科学研究費補助金取扱規程 (昭和 40 年文部省告示第 110 号)
3. 科学研究費補助金(基盤研究等)交付要領(平成 11 年文部大臣裁定)
4. 独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金 (基盤研究等) 取扱要領 (平成 15 年独立行政法人日本学術振興会規定第 17 条)
5. 当該年度科学研究費補助金公募要領 (独立行政法人日本学術振興会)
6. 当該年度科学研究費補助金 (研究成果公開促進費) の交付内定について (独立行政法人日本学術振興会理事長通知)
7. 当該年度科学研究費補助金 (研究成果公開促進費) 学術定期刊行物交付決定通知書 (独立行政法人日本学術振興会理事長通知)
8. 補助条件(当該年度) (交付決定通知書別紙)
9. 独立行政法人日本学術振興会法 (平成 14 年法律第 159 号)

第 51 条 補助事業者 (学会代表者) は, 補助金が国庫からの支出であることを認識し, 「補助金」が補助事業 (当該学術誌を発行する) の補助事業者 (学会代表者) に交付されるものであることから, 学会の他の経理とは独立して「補助金」を管理し, 適正に執行する。

第 52 条 「補助金」は, 以下のように管理する。

1. 「補助金」の執行に当たり, 経費の効率的な使用に務める。
2. 「補助金」の管理は, 独立行政法人日本学術振興会 (以下, 「学振」という) から振り込まれた専用の銀行口座で適正に行う。
3. 「補助金」は単年度ごとの決算であるので, 補助事業完了時までには必ず当該銀行口座を解約し, 生じた解約利息についても「補助金」により支出できる経費に充当する。なお, 支出は, 実績報告書提出期限まで行う。
4. 補助事業者 (代表者) は「補助金」の経理に当たり収支簿を作成し収支状況を明確にする。
5. 「補助金」を適正に使用したことを証する, 証拠書類を徴収し, 整理する。
6. 「補助金」の交付に当たり「学振」から補助事業者 (学会代表者) へ送付された書類, 補助事業者(学会代表者)が学振へ送付した書類の写し, 及び上記 (4) に記載の収支簿等の証拠書類については, 「補助金」の交付を受けた年度の翌年度から, 5 年間保管する。

第 53 条 補助事業 (学術定期刊行物の発行) の経理管理事務は以下のように行う。

1. 会計幹事は, 補助金受け入れ, 執行手続きの会計事務全般を担当する。
2. 特務幹事 (科研費補助金担当) は, 補助事業, 「補助金」にかかる事務全般を担当する。
3. 補助事業の刊行物内容と出版費用等の関係に関しては, 英文誌編集幹事がこれを補佐する。
4. 事務員は, 上記幹事の指示に従い, 各事務に係る連絡および補佐業務を担当する。
5. 補助事業者 (学会代表者) は, 上記担当者以外の幹事にも補助金に係る関係法令, 規則, 通知などの周知・徹底を図り, 「補助金」の運営・管理・執行が円滑, 適正に執行されるようにする。

第 54 条 補助事業 (学術定期刊行物の発行) の監査は以下のように行う。

1. 会計監査委員 2 名は, 「補助金」執行に係る内部監査を担当する。
2. 内部監査実施時期は実績報告書提出後とする。
3. 監査の質を一定にするため, 監査手順のマニュアルを別途作成し, 活用する。
4. 監査結果は定例評議員会と総会において報告する。

雑 則

第 55 条 本運営細則の改正は, 評議員会の議を経なければならない。

付則 平成 20 年 5 月 26 日施行.

平成 22 年 9 月 23 日改正.

平成 23 年 9 月 10 日改正

日 本 鉱 物 科 学 会 選 挙 内 規

1. この選挙内規は日本鉱物科学会の会長・副会長および評議員の選挙手続きなどを規定する。
2. 第 1 項に規定する会長・副会長の選挙は隔年 7 月, 評議員の選挙は毎年 7 月に行う。その執行・管理は選挙管理委員会が行う。
3. 選挙管理委員会は 2 名以上の正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員によって構成される。その委員は毎年 3 月末日までに評議員会において選出され, 会長により委嘱される。委員の任期は選出された日から翌年の定例総会の日までとする。
4. 毎年 3 月 31 日現在において会員名簿原簿に記載されている正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員は, 次年度の会長・副会長および評議員選挙の被選挙権を有し, 改選の年の 5 月末日現在の正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員は選挙権を有する。
5. 会長・副会長候補者の推薦は次の方法により行われる。
 - (1) 次期会長・副会長候補者の推薦を目的とした会長・副会長候補者推薦委員会を設ける。この委員会は評議員会で選出され, 会長により委嘱された 5 名の正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員によって構成される。委員の任期は選出された日から翌年の定例総会の日までとする。委員長は委員による互選とし, 評議員会に報告, 会長がこれを委嘱する。
 - (2) 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員は 5 名以上により会長・副会長適任者を会長・副会長候補者推薦委員会に推薦することができる。
 - (3) 会長・副会長候補者推薦委員会は, 被選挙権を有する正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から, 本人の承諾を得て, 1 名以上を次期会長候補者および 2 名以上を副会長候補者として選定する。
 - (4) 会長・副会長候補者推薦委員会は, 評議員会での承認を経て上記の次期会長・副会長候補者を, 改選の年の第 2 回定例評議員会終了後に選挙管理委員会に書面で届け出なければならない。
6. 評議員候補者は正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員 3 名以上により, 本人の承諾を得て, 原則的には当該年度の第 2 回定例評議員会までに選挙管理委員会に推薦された者とする。
7. 選挙管理委員会は, 会長・副会長および評議員候補者の氏名, 所属, 研究分野を明記した投票用紙を選挙権を持つすべての正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員に毎年 7 月に配布する。
8. 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員による投票は, 次の条項のすべてを満たしたものを有効と認める。(a) 郵送された規定の投票用紙。(b) 会長・副会長に対しては単記, 評議員に対しては規定数以内の連記, (c)必要以外の文字や記号などを記入していないこと, (d) 投票締め切り日までに選挙管理委員会が受け取ったものであること。
9. 選挙管理委員会は投票締め切り後, 速やかに, 選挙管理委員会が委嘱した若干名の正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の立ち会いの下に開票を行う。
10. 当選者の決定は次の方法による。
 - (1) 会長・副会長は有効得票数の最も多い者を当選者とする。開票の結果, 得票数が同じ場合は年長者を当選とする。候補者が 1 名の場合には, 有効投票数の過半数をもって当選とする。
 - (2) 評議員会には, 小中高等学校教育職および民間会社からそれぞれ必ず 1 名以上が含まれるようにする。これらの種別に対応する非改選の評議員がいない場合には, これらの種別毎に有効得票数

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

のもっとも多い者各 1 名を選び, 残りを一括して有効得票数の多い者の順に必要な数を満たすまで選ぶ。開票の結果, 同一得票を生じた場合には, 先ず女性, 次に年少者を当選者として優先する。

11. 当選者は総会で報告ののち, 会誌または適切な方法で会員に通知する。
12. 評議員に欠員を生じた場合には, 次年度の定例選挙に含めて補欠選挙を行う。補欠当選者の決定は次の順位による。(a)まず定例選挙の当選者を決める。(b)次にその補欠数に応じて定例選挙における次点者より順次補欠当選者を決める。補欠当選者の任期は, 前任者残りの期間とする。
13. 会長あるいは副会長が評議員と重複した場合には, 会長あるいは副会長は自動的に評議員でなくなる。この場合, 評議員の補欠はその年度の定例選挙の当選者決定後, 次点者より補充する。補欠当選者の任期は前任者の残りの期間とする。
14. この選挙内規の改正は評議員会の議決によって行う。

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行。

平成 20 年 9 月 21 日改正。

平成 23 年 9 月 10 日改正

行事委員会内規

1. 日本鉱物科学会は, 学会の行事に関する企画立案を円滑に行うために, 行事委員会を置く。
2. 本委員会は若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長には, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から評議員会の議を経て, 会長が委嘱した行事幹事があたる。委員長の任期は 2 年とし, 留任を妨げない。
 - (2) 本委員会の委員は, 委員長によって, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から指名され, 評議員会で承認され, 会長がこれを委嘱する。その任期は 2 年とし, 留任を妨げない。
3. 本委員会は, 評議員会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う。
 - (1) 年会および研究発表会におけるシンポジウムの企画立案
 - (2) 特別講演会および講習会の企画立案
 - (3) その他行事に関する事項の企画連絡立案
4. 本内規は, 評議員会の議を経て変更することができる。

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行。

平成 20 年 9 月 21 日改正。

平成 23 年 9 月 10 日改正

岩石鉱物科学編集委員会内規

1. 日本鉱物科学会は, 岩石鉱物科学の編集および発行のために, 岩石鉱物科学編集委員会を置く。
2. 本委員会は, 1 名の編集委員長と複数の編集委員で構成する。
 - (1) 編集委員長は, 和文誌編集幹事が担当し会長が指名, 評議員会に報告する。編集委員長の任期は 2 年とし, 留任を妨げない。
 - (2) 編集委員は, 編集委員長が指名し, 会長がこれを委嘱する。その任期は 2 年とし, 留任を妨げない。
 - (3) 編集委員長は, 編集委員から 1 名を副編集委員長に指名する。
3. 編集委員会は下記の事項を行う。

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

- (1) 岩石鉱物科学の編集方針, 投稿規定, 体裁を検討する.
 - (2) 岩石鉱物科学の編集を行い, 発行計画を立て, それを実行する.
 - (3) 次期編集幹事を会長に推薦する.
 - (4) 委員の交替は, 委員会の了承を必要とする.
4. 本内規の変更は, 編集委員会の承認および日本鉱物科学会の評議員会の承認を必要とする.

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行.
平成 20 年 9 月 21 日改正.
平成 23 年 9 月 10 日改正

JMPS (Journal of Mineralogical and Petrological Sciences) 編集委員会内規

1. 日本鉱物科学会は, JMPS の編集および発行のために, JMPS 編集委員会を置く.
2. 本委員会は, 1 名の編集委員長と複数の編集委員で構成する.
 - (1) 編集委員長および英文誌編集幹事は, 会長が指名, 評議員会に報告する. 編集委員長および英文誌編集幹事の任期は 2 年とし, 留任を妨げない.
 - (2) 英文誌編集幹事は, 編集委員長もしくは副編集委員長を担当する.
 - (3) 編集委員は, 編集委員長が指名し, 会長がこれを委嘱する. その任期は 2 年とし, 留任を妨げない.
 - (4) 編集委員長は, 編集委員から 2 名を副編集委員長に指名する.
3. 編集委員会は下記の事項を行う.
 - (1) JMPS の編集方針, 投稿規定, 体裁などに関する検討を行う.
 - (2) JMPS の編集を行い, 発行計画を立て, それを実行する.
 - (3) 次期編集幹事を会長に推薦する.
 - (4) 委員の交替は, 委員会の了承を必要とする.
4. 本内規の変更は, 編集委員会の承認および日本鉱物科学会の評議員会の承認を必要とする.

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行.
平成 20 年 9 月 21 日改正.
平成 23 年 9 月 10 日改正

渉外委員会内規

1. 日本鉱物科学会は, 学会の渉外に関する企画立案を円滑に行うために, 渉外委員会を置く.
2. 本委員会は若干名の委員で構成する.
 - (1) 委員長には, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から評議員会の議を経て, 会長が委嘱した渉外幹事があたる. 委員長の任期は 2 年とし, 留任を妨げない.
 - (2) 本委員会の委員は, 委員長によって, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から指名され, 評議員会で承認され, 会長がこれを委嘱する. その任期は 2 年とし, 留任を妨げない.
3. 本委員会は, 評議員会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う.
 - (1) 国内外における他学会, 行政など外部との折衝
 - (2) 国際交流に関する企画立案および業務の遂行
 - (3) その他国際交流に関する事項

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

4. 本内規は, 評議員会の議を経て変更することができる.

付則 平成 20 年 9 月 21 日施行.

平成 23 年 9 月 10 日改正

平成 23 年 9 月 10 日改正

広報委員会内規

1. 日本鉱物科学会は, 学会の広報を円滑に行うために, 広報委員会を置く.
2. 本委員会は若干名の委員で構成する.
 - (1) 委員長には, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から評議員会の議を経て, 会長が委嘱した広報幹事があたる. 委員長の任期は 2 年とし, 留任を妨げない.
 - (2) 本委員会の委員は, 委員長によって, 正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から指名され, 評議員会で承認され, 会長がこれを委嘱する. その任期は 2 年とし, 留任を妨げない.
3. 本委員会は, 評議員会の決定した基本方針に基づいて下記の事項を行う.
 - (1) 学会ホームページの管理などの学会活動に関するアウトリーチ業務
 - (2) 報道機関との対応
 - (3) その他広報に関する事項
4. 本内規は, 評議員会の議を経て変更することができる.

付則 平成 20 年 9 月 21 日施行.

平成 23 年 9 月 10 日改正

平成 23 年 9 月 10 日改正

将来企画委員会内規

1. 日本鉱物科学会は, 必要に応じて将来企画委員会を置くことができる.
2. 本委員会は, 評議員会から本会の長期計画・活動方針・科研費等について諮問された場合に設置される.
3. 本委員会は 10 名の委員と諮問に関する幹事で構成する.
 - (1) 委員は, 評議員会において正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から選出し, 会長がこれを委嘱する.
 - (2) 10 名の委員のうち, 少なくとも 2 名は評議員とする.
 - (3) 委員の任期は, 委嘱された日から 2 年とするが, 任期内に答申が終了した場合は, 評議員会の議を経て, 委員会を解散することができる. 但し, その答申に関して総会で報告する必要がある場合は, その総会の日までとする.
 - (4) 委員長は委員の中から会長が指名し, 副委員長は委員の中から委員長が指名する.
 - (5) 副委員長は, 委員長に事故があったとき, これを代行する.
4. 本内規は, 評議員会の議を経て変更することができる.

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行.

平成 22 年 9 月 23 日改正.

平成 23 年 9 月 10 日改正

名誉会員推薦委員会内規

1. 日本鉱物科学会は、必要に応じて名誉会員推薦委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において特に業績顕著な者、または本会に対し特に功労のあった者を評議員会に推薦することを目的とする。
3. 本委員会は、評議員会から名誉会員の推薦について諮問された場合に設置される。
4. 本委員会は5名の委員で構成する。
 - (1) 委員は、評議員会において**正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員**の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
 - (2) 委員の任期は、委嘱された日から評議員会への答申を終える日までとする。但し、その答申に関して総会で報告する必要がある場合は、その総会の日までとする。
 - (3) 委員長は委員の中から会長が指名する。
5. 本委員会は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者を名誉会員として評議員会に推薦することができる。
 - (1) 鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において、国際的な賞を受賞した者
 - (2) 上記(1)に準ずる賞を受賞した者
 - (3) 鉱物科学またはこれと密接に関連する学問分野において、世界的に顕著な業績をあげた者
 - (4) 本会に対し特に功労のあった者
6. 本委員会は、評議員会から諮問された名誉会員候補者が、上記5に掲げる基準を満たしているかどうかについて検討し、その結果を評議員会に答申する。基準を満たしている場合は、推薦理由書を添える。
7. 本内規は、評議員会の議を経て変更することができる。

付則 平成19年9月22日施行。

平成23年9月10日改正

平成23年9月10日改正

会則・内規検討委員会内規

1. 日本鉱物科学会は、必要に応じて会則・内規検討委員会を置くことができる。
2. 本委員会は、評議員会から諮問された会則・内規を検討し、その結果を評議員会に答申することを目的とする。
3. 本委員会は、評議員会から会則・内規の検討について諮問された場合に設置される。
4. 本委員会は5名の委員で構成する。
 - (1) 委員長には、**正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員**の中から評議員会の議を経て、会長が委嘱した特務幹事があたる。
 - (2) 委員は、評議員会において**正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員**の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
 - (3) 委員の任期は、委嘱された日から2年とするが、任期内に答申が終了した場合は、評議員会の議を経て、委員会を解散することができる。但し、その答申に関して総会で報告する必要がある場合は、その総会の日までとする。

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

5. 本内規は, 評議員会の議を経て変更することができる。

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行。

平成 23 年 9 月 10 日改正

平成 23 年 9 月 10 日改正

新鉱物・命名・分類委員会内規

1. 日本鉱物科学会に新鉱物・命名・分類委員会を置く。
2. 本委員会は, IMA 新鉱物・命名・分類委員会の意向を受けて, 下記の業務を行う。
 - (1) IMA 新鉱物・命名・分類委員会の活動に関わる事項。
 - (2) その他, 新鉱物および鉱物名に関して必要と認める事項。
3. 本委員会は, 若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長は, 会長が指名する。本委員会委員長は, IMA 新鉱物・命名・分類委員会の日本代表委員を兼務する。委員長の任期は 4 年とし, 留任を妨げない。
 - (2) 委員は, 委員長によって, **正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員**の中から指名され, 会長がこれを委嘱する。その任期は 4 年とし, 留任を妨げない。
 - (3) (イ) 委員長に事故があったとき, および (ロ) 委員長が正当な理由によって辞任を申し出たときは, 上記 3 の (1) により委員長の後任を決める。この場合の任期は, 前任者の残りの期間とする。
 - (4) 委員の交替は, 委員会の了承を必要とする。
4. 本内規は, 評議員会の議を経て変更することができる。

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行。

平成 20 年 9 月 21 日改正。

平成 23 年 9 月 10 日改正

教育普及委員会内規

1. 日本鉱物科学会に教育普及委員会を置く。
2. 教育普及委員会は, 初等中等教育や大学基礎教育における鉱物科学およびその関連分野の成果の普及と後継者の育成, これらの分野の教育に関わる教職員への支援, 博物館や出版・報道機関などを通じての一般社会へのこれらの分野の成果の普及を目的として活動する。
3. 教育普及委員会は, 他の関連学会の教育普及関係の委員会と協力して地球科学教育全体の振興に貢献することをめざし, 鉱物科学分野の専門学会の立場から地球科学教育を支援する。
4. 本委員会は 5 名の委員で構成し, 学校教員や博物館職員など教育普及を主たる業務とする会員 2 名以上と評議員 1 名以上を委員に含むこととする。委員は評議員会の議を経て会長が委嘱する。委員の中から互選により委員長を選任し, 会長がこれを委嘱する。必要に応じ, 評議員会の議を経て若干名の委員を加えることができる。委員の交替と追加は委員会の了承を必要とする。
5. 本委員会の委員の任期は 3 年とし, 再任を妨げない。
6. (イ) 委員長または委員に事故があったとき, および (ロ) 委員長または委員が正当な理由によって辞任を申し出たときは, 上記 4 によりその後任を決める。この場合の任期は, 前任者の残りの期間とする。
7. 本内規は, 評議員会の議を経て変更することができる。

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

付則 平成 19 年 9 月 22 日施行.
平成 20 年 9 月 21 日改正.

博物館委員会内規

1. 日本鉱物科学会に博物館委員会をおく.
2. 博物館委員会は、鉱物科学およびその関連分野の博物館の学芸員、研究員、職員の連携強化を目的として以下の活動を行う。
 - (1) 鉱物科学およびその関連分野の博物館での企画（標本の貸し借り、共催の観察会など）の協議.
 - (2) IMA 博物館委員会への対応.
 - (3) 国際会議 International Conference on Mineralogy and Museums への対応.
 - (4) その他、鉱物科学およびその関連分野の博物館に関して必要と認める活動.
3. 本委員会は若干名の委員で構成する。
 - (1) 委員長は、会長が指名する。本委員会委員長は IMA 博物館委員会の日本代表委員を兼務する。委員長の任期は 4 年とし、留任を妨げない.
 - (2) 委員は、委員長によって、正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員の中から指名され、会長がこれを委嘱する。その任期は 4 年とし、留任を妨げない.
 - (3) 委員長に事故があったとき、および（ロ）委員長が正当な理由によって辞任を申し出たときは、上記 3 の（1）により委員長の後任を決める。この場合任期は、前任者の残りの期間とする.
 - (4) 委員の交代は、委員会の了承を必要とする.
4. 本内規は、評議会の議を経て変更することができる.

付則 平成 23 年 9 月 10 日施行.

日本鉱物科学会賞規定

- 第 1 条 本規定は、運営細則第 39 条第 1 項により、表彰に関する必要な事項を定める.
- 第 2 条 本会に日本鉱物科学会賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員にこれを贈呈し、その業績を称える.
- 第 3 条 本賞の贈呈は原則として毎年 2 名以内とし、総会において受賞者を表彰する.
- 第 4 条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける.
- 第 5 条 委員会は 11 名の委員で構成する。
 1. 11 名のうち、1 名は会長とし、10 名は任期 3 年目の評議員が担当し、会長がこれを委嘱する.
 2. 委員の任期は、新委員の選出が行われる第 1 回定例評議員会の日から、表彰を行う総会の日までとする.
 3. 委員長は委員の中から会長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する.
 4. 委員長は会務を統括する.
 5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する.
 6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする.
 7. (1) 辞退者がでた場合、および (2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ評議員会の議を経て委員を補充することができる.

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）
(ロ) 受賞対象となる業績
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。
3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を選び、選考理由書を添えて第2回定例評議員会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を評議員会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において学会賞受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は Japan Association of Mineralogical Sciences Award とする。

第11条 本規定は、評議員会の議を経て変更することができる。

付則 平成19年9月22日施行。

平成20年9月21日改正。

渡邊萬次郎賞規定

第1条 本規定は、運営細則第39条第2項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に渡邊萬次郎賞を設け、会員に贈呈する。本賞は渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学およびその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者を表彰するため、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本会は受賞者を選考するために渡邊萬次郎賞選考委員会を設ける。

第5条 委員会は8名の委員で構成する。

1. 委員は、評議員会において**正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員**の中から選出し、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は評議員とする。
2. 委員の任期は2年とし、新委員の選出が行われる第1回定例評議員会の日から、表彰を行う総会の日までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1)辞退者がでた場合、(2)委員会が必要と認めた場合、および(3)何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ評議員会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 委員会は授賞候補者をえらび、選考理由を付して第2回定例評議員会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を評議員会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

決定する.

第8条 表彰は賞状および記念品などとし, 総会において贈呈される.

第9条 本賞の英文名は Manjiro Watanabe Award とする.

第10条 本規定は, 評議員会の議を経て変更することができる.

付則 平成19年9月22日施行.

平成20年9月21日改正.

日本鉱物科学会論文賞規定

第1条 本規定は, 運営細則第39条第3項により, 表彰に関する必要な事項を定める.

第2条 本会に日本鉱物科学会論文賞(以下本賞)という)を設け, 本会会誌に印刷公表された鉱物科学およびその関連分野における優れた研究論文を選考し, 著者である会員に対し, 本賞を贈呈する.

第3条 本賞受賞の審査の対象となる論文は, 受賞年の年初から遡って3ケ年以内に, 岩石鉱物科学または Journal of Mineralogical and Petrological Sciences に印刷公表されたものとする.

第4条 本賞の贈呈は, 原則として年2件以内とし, 総会において受賞者を表彰する.

第5条 本賞受賞候補論文を選考するために, 本会に日本鉱物科学会論文賞選考委員会(以下「委員会」という)を設ける.

第6条 委員会は10名の委員で構成する.

1. 委員は, 評議員会において正会員, 名誉会員, 永年会員, シニア会員の中から選出し, 会長がこれを委嘱する. 但し, 委員のうち, 2名以上は評議員とする.
2. 委員の任期は2年とし, 新委員の選出が行われる第1回定例評議員会の日から, 表彰を行う総会の日までとする. 毎年その半数を交代する. 再任を妨げない.
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し, 副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する.
4. 委員長は会務を統括する.
5. 副委員長は, 委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき, これを代行する.
6. (1) 委員の辞退者がでた場合, および (2) 何らかの理由により欠員を生じた場合, 必要に応じ評議員会の議を経て委員を補充することができる.

第7条 委員会は, 授賞に値すると認めた2編以内の論文を選び, 選考理由と会員の著者名を添えて第2回定例評議員会の日までに会長に選考結果を報告する.

第8条 会長は, 前条によって報告された受賞候補論文を評議員会に諮り, その承認を得て本賞受賞論文を決定する.

第9条 表彰は賞状および記念品などとし, 総会において贈呈される.

第10条 本賞の英文名は Japan Association of Mineralogical Sciences Research Paper Award とする.

第11条 本規定は, 評議員会の議を経て変更することができる.

付則 平成19年9月22日施行.

平成20年9月21日改正.

日本鉱物科学会研究奨励賞規定

第1条 本規定は、運営細則第39条第4項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会研究奨励賞（以下本賞」という）を設け、鉱物科学およびその関連分野において顕著な研究業績をあげた当該年度4月1日時点で37歳以下の若手の会員に対し、本賞を贈呈する。

第3条 本賞の贈呈は原則として年2件以内とし、総会において受賞者を表彰する。ただし、本賞の授与は同一人に対しては一度限りとする。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、評議員会において**正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員**の中から選出し、会長がこれを委嘱する。但し、委員のうち、2名以上は評議員とする。
2. 委員の任期は2年とし、新委員の選出が行われる第1回定例評議員会の日から、表彰を行う総会の日までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1) 辞退者がでた場合、および (2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ評議員会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）
(ロ) 受賞対象となる業績
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。
3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を原則として2名以内を選び、選考理由書を添えて第2回定例評議員会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を評議員会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は、Japan Association of Mineralogical Sciences Award for Young Scientists とする。

第11条 本規定は、評議員会の議を経て変更することができる。

付則 平成19年9月22日施行。

平成20年9月21日改正。

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞規定

第1条 本規定は、運営細則第39条第5項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学の応用研究分野で顕著な研究業績をあげた者にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会応用鉱物学賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、評議員会において**正会員、名誉会員、永年会員、シニア会員**の中から選出し、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は評議員とする。
2. 委員の任期は2年とし、新委員の選出が行われる第1回定例評議員会の日から、表彰を行う総会の日までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1)辞退者がでた場合、(2)委員会が必要と認めた場合、および(3)何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ評議員会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は公募記事にしたがって、本賞受賞者候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ) 受賞候補者名およびその所属（連絡先）
(ロ) 受賞対象となる業績
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。但し、非会員を推薦する場合はその旨を明記する。
3. 委員会は、推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認めた者を原則として1名選び、選考理由書を添えて第2回定例評議員会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を評議員会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、研究内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Award for Applied Mineralogy とする。

第11条 本規定は、評議員会の議を経て変更することができる。

付則 平成19年9月22日施行。

平成20年9月21日改正。

櫻井賞規定

第1条 本規定は、運営細則第39条第6項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に櫻井賞並びに櫻井賞奨励賞を設け、会員に贈呈する。櫻井賞は新鉱物の研究に貢献し、顕著な業績のあった会員に、櫻井賞奨励賞は記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は総会において行う。

第4条 本賞は賞状・メダルおよび副賞とする。

第5条 本賞受賞者を選考するために、本会に櫻井賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第6条 委員会は若干名の委員で構成する。

1. 委員は、委員長が推薦し、評議員会の議を経て会長がこれを委嘱する。
2. 委員の任期は2年とし、新委員の選出が行われる第1回定例評議員会の日から、表彰を行う総会の日までとする。再任を妨げない。
3. 委員長は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 委員に辞退者がでた場合は、必要に応じ評議員会の議を経てこれを補充することができる。

第7条 委員会は、授賞に値すると認めた者を選び、選考理由書を添えて第2回定例評議員会の日までに会長に選考結果を報告する。

第8条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を評議員会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第9条 本賞の英文名は、櫻井賞は Sakurai Medal, 櫻井賞奨励賞を Sakurai Promotion Medal とする。

第10条 本賞の選考・表彰などにかかわる経費は櫻井記念基金より支出する。

第11条 本規定は、評議員会の議を経て変更することができる。

付 則 副賞の金額は評議員会の議を経て委員会がこれを定める。

付則 平成19年9月22日施行。

付録：各種ガイドラインなど

A. 日本鉱物科学会年会開催のガイドライン

1. 運営委員長の選出について：

行事委員会は年会開催候補地案を幹事に提案する。当該年会の2年前の評議員会において、会長が年会開催候補地および運営委員長候補者を提示して承認を得る。当該運営委員長は、年会開催年度第1回評議員会に運営委員の名簿を提出する。新行事委員会のメンバーに少なくとも1名の地元運営委員を加える。現地運営委員長は評議員会に出席し、意見を述べることができる。

2. 会期・時期について：

日数は、当分の間、3日間とする。ただし、特別な事情がある場合には、(あるいは委員長候補者)、行事委員会および幹事の協議により会期を変更できる。3日間開催の場合、各種委員会ではできるだけ前日に開催する。当分の間、開催時期は秋とする。

3. 会議の規模について：

300人規模とし、オーラルセッションとポスターセッションを設ける。ポスターセッションの規模は開催地の事情に合わせ、柔軟に対応する。

4. プログラム委員会について：

プログラム委員会を年会ごとに毎回設置する。プログラム委員会は、現地運営委員会の一部、行事委員会、それ以外でプログラム構成に必要な会員で構成する。プログラム委員長は、互選により選出される。運営委員長はプログラム委員長を兼任できない。

5. 現地運営委員会、プログラム委員会、学会事務局の役割分担について：

現地運営委員会：

- (1) 日程の決定.
- (2) 会場の確保.
- (3) 会場の用具（プロジェクター、スクリーンなど）やアルバイトの手配と配置（生協等に委託しても良い。受託業者の選択は現地運営委員会が行う）.
- (4) 要旨集の広告等の募集.
- (5) 巡検を行う場合、そのコース決定と実施、案内書の作成.
- (6) 懇親会場の確保と懇親会の実施.
- (7) 会期中の運営全般.

プログラム委員会：学術プログラムのみを担当する。

- (1) シンポジウム、受賞講演および一般講演を扱う。一般講演の募集方法や日程の決定、座長の決定.
- (2) 講演者への依頼、講演プログラムの編成を行う。講演依頼はプログラム委員会が行うが、受賞講演者への依頼については会長が行う。
- (3) 要旨集の編集。（印刷は学会事務局が行う）。

学会事務局：

- (1) 年会事務局として、各種申込の受け付け.
- (2) 行事委員会の指示を受け年会プログラム、要旨集の印刷を行う。（要旨集の編集はプログラム委員会が行い、要旨集の広告等は運営委員会の責任で行う。印刷は運営委員会の指示を受け学会事務局が行う。）
- (3) 会期中の受付および参加登録費などの費用徴収等。（会場の用具（プロジェクター、スクリーンなど）やアルバイトの手配と配置は運営委員会が、受付業務は学会事務局が主に行う。互いに連携を深め、無駄のない効率的運営に努める。）

6. 学会運営に必要な部屋とその占有時間について：

- (1) 総会、受賞講演会（2～3時間、300人規模、1部屋）。

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

- (2) オーラルセッション (3セッション同時進行可能, 各 100 人規模, 計 3 部屋)。実際のセッション数はプログラム委員会の決定による。シンポジウムにも使用する。
- (3) ポスターセッション (最大 150)。
- (4) 各種委員会の部屋: 評議員会 (40 人規模, 2 部屋 (旧, 新))。幹事会, 行事, 抄録委員会, 新鉱物委員会 (10 人規模, 計 4 部屋)。編集委員会 (40 人規模, 2 部屋 (JMPS, GKK))。全開催日程を幹事会が予め運営委員会に届け出る。

7. 電子化への対応について:

講演申込は **WEB 上**で行う。この場合, 申込内容の確認は, 学会事務局から E-mail で行う。学会誌発行の遅延も考慮し, 会告の速報 (含, プログラムの詳細) を学会ホームページに掲載する。それに関する **WEB ページ**は広報幹事の指示を受けて事務局が作成, 管理する。**WEB 講演申込みシステム**対応窓口はすべて事務局とする。

8. 会告について:

・9 月末開催の例

会告 (その 1): 日時・場所・締め切り等, 申込詳細・シンポジウム詳細等の原稿を 3 月末までに学会事務局に送る。会員への年会アナウンスは 5 月中旬までに学会ホームページ公開する。

会告 (その 2): プログラム詳細等を 8 月中旬までに学会ホームページに掲載する。

上記会告 (その 1, 2) の学会誌掲載原稿は行事幹事の指示を受け運営委員会が最終原稿を作成する。

9. 要旨集について:

残部は事務局に送付し販売する。

10. 若手の会について:

若手の会の開催を奨励する。学会より補助を行う。終了後, 会計報告を行う。

11. 若手研究者の表彰: 若手研究者による研究のより一層の進展と活性化をはかることを目的として優秀な研究発表を行った学生正会員に対し,

「日本鉱物科学会ポスター研究発表最優秀賞」(原則として 1 名)

「日本鉱物科学会ポスター研究発表優秀賞」(原則として 3 名)

を贈呈する。

講演番号, 講演題目及び受賞者名を年会報告と共に GKK に掲載する。

12. 経費および会計について:

金銭出入は現地運営委員会において行う。但し, **準備金が必要な場合は会計幹事に申し出ること**。巡検および懇親会の経費は独立採算制で実施する。年会終了後, 3 ヶ月以内を目安に会計報告を行う。収支残高は学会の **一般**会計に繰り込む。

13. 展示や広告について: 積極的に行うのが望ましい。

14. 参加登録について:

参加登録料 (要旨集代込み) の分類は, 会員 (一般), 会員 (学生, 院生), 非会員 (一般), 及び非会員 (学生, 院生) とする。

参加登録料及び懇親会費の金額は現地運営委員会が決定する。

年会登録料および懇親会費の事前登録を勧める。また, 事前登録割引を認める。

15. 登壇資格:

共著者が **会員**で, 登壇者が初めて参加し講演をする場合は, 全く資格を問わない。しかし日本鉱物科学会が自分の研究発表をする場であると判断し, 同年内あるいは翌年以降続けて研究発表をしようとする方には会員になって頂く。つまり, 2 回目以上となる登壇者は, **会員**に限ることとする。

16. 申し送りについて:

運営委員長は次期開催地の運営委員長と行事幹事に必要事項を申し送る。

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

17. 年会の運営資金について

学会から現地運営委員会への年会の運営資金の拠出は継続する。

18. 被表彰者の参加費について

- (1) 表彰者は懇親会に招待し、その懇親会費用は、現地運営委員会ではなく、萬次郎賞、櫻井賞も含め全賞について学会が負担する。(特別会計の予算学会賞・奨励賞・論文賞基金から支出する。
- (2) 表彰者の参加登録費は、萬次郎賞については特別会計の萬次郎賞基金から、応用鉱物科学賞は特別会計の学会賞・奨励賞・論文賞基金から支出する。その他の賞については、受賞者に参加登録費を支払っていただく。

日本鉱物科学会賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

渡邊萬次郎賞：懇親会、年会共に無料招待

日本鉱物科学会論文賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

日本鉱物科学会研究奨励賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞：懇親会、年会共に無料招待

櫻井賞：懇親会に無料招待、参加登録費はいただく

このガイドラインは、平成 19 年 10 月 1 日より実施する。

B. 論文賞表彰のガイドライン

1. 論文賞受賞者は、連名の場合でも会員のみを授賞対象とする（非会員には授賞しない）。
2. 賞状は会員それぞれに、個別に贈呈する。
3. 念品は 1 個とし、代表会員（筆頭著者またはそれに準ずる）に贈呈する。
4. 授賞通知は、会員のみに個別に配付する。
5. 懇親会招待は代表会員 1 名とし、JAMS の特別会計の予算学会賞・奨励賞・論文賞基金から懇親会費を現地運営委員会に支払う。

このガイドラインは、平成 20 年 9 月 21 日より実施する。

C. 会員逝去の場合のガイドライン

1. 名誉会員と会長経験者について：
会長あるいは名代が葬儀に参列し香典を供える。会長。名代とも参列ができない場合や密葬の場合は弔電を送る。学会名で供花一对を供える。香典と供花は、あわせて 2 万円程度（香典 1 万円、供花 1 万円、ただし葬儀会場で用意できる花が 1 万円を超える場合は最も安価なものとする）。
2. 現役の役員（会長、副会長、評議員、会計監事委員、幹事）について：
会長および副会長は名誉会員と会長経験者に準ずる。その他役員には、弔電を送る。

このガイドラインは、平成 20 年 9 月 21 日より実施する。

D. 論文賞授賞適格論文認定に関する委員会内規

(選定方法)

1. 審査対象論文は受賞年の年初から遡って 3 ケ年以内の掲載論文とする
2. 委員は、あらかじめ審査対象論文より各 2 編を選考候補論文として推薦する。この際は論文に順位はつけない。また、簡単な推薦理由を委員会に公示する。委員会は、各委員の推薦論文のリストを作成する。
3. 委員会は 2 回の投票と審議によって、授賞適格論文を選定する。投票と審議の対象になるのは、各委員より推薦された論文とする。
4. 投票は一位を 2 点、二位を 1 点として集計し、各対象論文の得点順位を決定する。

<2011.09.10 改正 会則, 運営細則, 内規等>

5. 第二次投票は第一次投票の五位までの対象論文について投票を行い, 得点数により上位2件以内を選定する。
6. 審査委員が著者に含まれる審査対象論文については, 当該委員の投票は得点に加算されず, 他委員からの投票数を総投票数に規格化して得票数とする。

(投票の成立)

7. 第一次および第二次の各投票は委員定数の過半数の委員からの投票がなかった場合には締切り後2週間以内に再投票を行う。なお, 再投票によって過半数に満たない場合には適格論文無しの認定を行う。

(選定基準)

8. 第一次投票の結果, 得点数4未満の論文は第二次投票の審査対象論文から除く。
9. 第二次投票の結果, 得点順位が二位以内であっても得点数が10未満は授賞対象から除外する。

(授賞適格論文の認定)

10. それぞれの投票結果および投票者名は集計後各委員に通知される。
11. 第二次投票結果を基に委員会の審議を経て授賞適格論文を認定する。

この委員会内規は, 平成20年9月21日より実施する。